

近鉄御所駅西側市有地活用事業

■民間提案実施要項に関する質問回答

番号	書類名	頁	項目番号			項目名	質問内容	回答
			大	中	小			
1	実施要項	2	1	(5)		PFI法に基づく民間提案について	表中、「PFI法に基づく民間提案」の欄に示された模式図では、「民間事業者が実施方針案を作成・提案」ののち、「公募」、「事業者選定」とありますが、本件では、「第2段階:PFI法に基づく民間提案」により優先交渉権者を決定されるため、改めての「公募」はしないとの理解で宜しいでしょうか(令和2年9月下旬予定の「実施要項の追補版の公表」が「公募」の位置づけとということでしょうか)。	改めての「公募」は予定しておりません。 ※本事業では優先交渉権の付与を想定しており、2ページ表中に記載の模式図と異なりますが、便宜上、「実施要項の追補版の公表」は「公募」に相当するものとご認識頂いても差し支えありません。
2	実施要項	3	1	(6)		本事業における民間提案の進め方(概要)	「第1段階:事業コンセプトの募集」欄の下部に「事業コンセプトの募集に…途中参加することは認められない。」との記載があります。SPCの代表となる企業以外については、途中参加は認めて頂けるものと考えて宜しいでしょうか。	質問回答-別紙1の内容をご参照ください。
3	実施要項	3	1	(6)		第1段階:事業コンセプトの募集	「第1段階に提示された内容は評価対象とせず、第2段階のPFI法に基づく民間提案の評価にも影響しない。また、第2段階における提案内容を何ら拘束するものではない。」とのことですので、第1段階での応募はあくまでも第2段階で提案するための与条件との位置づけであるため、具体的な提案までは求めておらず、市側・応募者側での事業目的等の共通認識を醸成できればよいとの認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりですが、提案者が事業実施するにあたり、提案内容に実現性があることを担保してください。
4	実施要項	3	1	(6)		本事業における民間提案の進め方(概要)	『提案者の要件』について図において、「提案者(一定の要件あり)」との記載がありますが、一定の要件とは、「P.7の2-提案者の要件」との理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
5	実施要項	3	1	(6)		本事業における民間提案の進め方(概要)	■第1段階:事業コンセプトの募集で、「対話も含めて、本市と提案者双方で事業のイメージ等の共有を図った上で」とありますが、第1段階は提案の自由度が高く、提案者各々の提案内容が多岐にわたると思います。各提案者との事業のイメージの共有をどのようにされ、また各提案者の事業イメージを公開されるのでしょうか？(2次提案の妨げになる恐れがあるため、提案内容の公表は控えていただきたい。)	事業コンセプトとして提出して頂く内容(施設の導入機能や土地利用の考え方等)について対話を行います。第1段階(事業コンセプト募集)で提出された内容について公表の予定はありません。
6	実施要項	3	1	(6)		本事業における民間提案の進め方(概要)	■第2段階:PFI法に基づく民間提案で、「提案を採用することになった場合には」とありますが、提案者の誰もを採用しない場合があるということでしょうか？	ご理解の通りです。
7	実施要項	3	1	(6)		第1段階:事業コンセプトの募集	「事業コンセプト募集に応募せず…途中参加は認められない。」とありますが、様式1、様式2は、現時点で想定しているコンソーシアムメンバーの1社(代表企業の想定)が提出すれば良いとの理解で宜しいでしょうか。	質問回答-別紙1の内容をご参照ください。

番号	書類名	頁	項目番号			項目名	質問内容	回答
			大	中	小			
8	実施要項	3	1	(6)		第1段階:事業コンセプトの募集	第1段階の提案時にはコンソーシアムが組成できていませんが、第2段階ではコンソーシアムが組成されているため、第1段階時に想定していない新たな企業がされることとなります。この場合、第2段階において、第1段階で提案応募していない企業がコンソーシアムメンバーに参加することになりますが、問題ないとの理解でよろしいでしょうか。また、第2段階において新たに参加する企業が代表企業になることは可能でしょうか。(第1段階の応募企業が当該コンソーシアムに参加していることを条件として)。	質問回答-別紙1の内容をご参照ください。
9	実施要項	3	1	(6)		第1段階:事業コンセプトの募集	2020年2月末の事業コンセプトの提出までに共同事業体の構成が必要か	第2段階(民間提案)で提案を頂く際には共同事業体を構成して頂くことを想定しますが、第1段階(事業コンセプト募集)では必要ありません。
10	実施要項	3	1	(6)		第1段階:事業コンセプトの募集	共同事業体の代表企業でないとコンセプト提案ができないのか	事業コンセプトの提案は実施要項P.7に記載の「2 提案者の要件」を満たせば応募可能です。
11	実施要項	6	1	(10)		複合施設の機能構成	「複合施設の機能構成」にて、「①老朽化した公共施設の機能(複合施設への移転を想定)」とありますが、ここでいう“公共施設”とは、庁舎のみを指すという理解で宜しいでしょうか。	提案上、庁舎機能を想定して頂くことも構いませんが、対象とする公共施設の機能についてはあくまで提案事項となります。
12	実施要項	6	1	(10)		複合施設の機能構成	「②本市の中心市街地におけるまちづくりの課題を踏まえ、賑わい創出や生活利便性の維持・向上に寄与する機能」とありますが、「(9)参考資料」に基づくイメージ以上のものがありますでしょうか。あればご教示ください。	参考資料以外にお示しできる資料等はありません。
13	実施要項	6	1	(10)		公共施設に関する条件	「公共施設部分は基本的に市の所有とするが、民間事業者による所有提案を否定するものではない。」とのことですが、具体的にはどのような状況を想定されていますでしょうか。	一例として、民間が所有する建物の床を賃借して公共施設の機能が入居することなどが想定されます。
14	実施要項	6	1	(10)		公共施設に関する条件	「行政財産として管理し、維持管理や運営の形態については提案による。」とのことですが、具体的にはどのような状況を想定されていますでしょうか。行政財産を民間が所有するということでしょうか。	公共施設部分を市が所有する場合は行政財産として管理することを想定していますが、例えば民間の建物の床を賃借して公共施設の機能が入居する場合には民間が所有することとなります。
15	実施要項	6	1	(10)		複合施設の整備用地	「基本的に駅西市有地とするが、周辺の用地も含めた提案を否定するものではない。」とのことですが、「周辺の用地」について具体的な想定はありますか(市有地のみ?民間所有地も含む?)。	事業にとって有効と考えられる場合、周辺の用地も含めた提案として頂いても構いません。ただし、最終的には実現性のある事業内容を提案頂くことを想定していますので、対話等を通じて市側の事業熟度等も考慮して頂いた上で、第2段階(民間提案)の提案内容をご検討ください。

番号	書類名	頁	項目番号			項目名	質問内容	回答
			大	中	小			
16	実施要項	6	1	(10)		御所中心市街地地区まちづくり基本計画(駅前周辺整備事業)との連携	「市が計画している駅前周辺整備事業のうち、複合施設の整備に合わせて事業化が必要となるものについて、計画条件等の資料を提案者に個別に開示する。」とありますが、「まちづくり基本計画」以外にも、個別に開示いただける資料があるとの理解でよいでしょうか。その場合、開示される時期はいつ頃を想定されていますでしょうか。	参考となる情報がある場合には、今後の庁内での検討状況に応じて、その都度開示する予定です。
17	実施要項	6	1	(10)		事業期間	「施設の建設後、20年程度の管理運営期間を想定している。」とありますが、第2段階提案においては、事業期間も提案事項になるということでしょうか。公平な審査のため、市が考える基本的な要件については「与条件」としていただいたほうが宜しいかと思料します。	目安として20年程度の管理運営期間を想定していますが、事業期間は提案事項となります。
18	実施要項	6	1	(10)		民間事業者の業務範囲	特に公共施設部分に関しては、どの業務範囲が民間事業者に委ねられるのかについて、追補版の資料で条件を明示していただけるとの理解で宜しいでしょうか。(公共側で実施すべき業務内容については、「与条件」として提示していただきたく存じます。)	業務範囲は提案事項となりますが、提案内容に関わらず公共側で実施すべき業務内容については与条件として提示させて頂く予定です。
19	実施要項	6	1	(10)		施設整備等に係る資金調達方法	令和2年9月の追補版にて、具体的な条件等について開示いただけるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
20	実施要項	6	1	(10)		事業スケジュール	「最短で令和5年度頃の供用開始を想定しているが、民間提案の結果を踏まえて調整する予定。」とのことですが、公平な審査のため、供用開始時期については「与条件」として提示していただくべき事項と思料します。あるいは、第2段階提案において、供用開始時期についても審査対象となるとの理解で宜しいでしょうか。	供用開始時期については提案事項とし、審査対象とする想定です。
21	実施要項	6	1	(10)		事業内容に関する想定	『御所中心市街地地区まちづくり基本計画との連携 想定している内容』について「計画条件等の資料を提案者に個別に開示する」とありますが、開示の時期はいつを想定していますか。	参考となる情報がある場合には、今後の庁内での検討状況に応じて、その都度開示する予定です。
22	実施要項	6	1	(10)		事業内容に関する想定	『御所中心市街地地区まちづくり基本計画との連携 想定している内容』について「民間提案の結果を踏まえて事業内容や着手順等の調整を行う可能性がある」とありますが、基本構想や基本計画(案)を踏まえながらも、それに拘束されない自由な民間提案が可能である、との理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。ただし、最終的には実現性のある事業内容を提案頂くことを想定していますので、対話等を通じて市側の事業熟度等も考慮して頂いた上で、第2段階(民間提案)の提案内容をご検討ください。
23	実施要項	6	1	(10)		事業内容に関する想定	『事業期間 想定している内容』について「20年程度の管理運営期間を想定」とありますが、民間提案でそれ以外の事業期間を提案できる、との理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
24	実施要項	6	1	(10)		事業内容に関する想定	『施設整備等に係る資金調達方法 想定している内容』について「資金の一部に基金等を充当する場合は、その条件等について開示する予定」とありますが、開示の時期はいつを想定していますか。	追補版の公表において条件をお示しさせて頂く予定です。

番号	書類名	頁	項目番号			項目名	質問内容	回答
			大	中	小			
25	実施要項	6	1	(10)		事業内容に関する想定	「複合施設の整備用地」に記載の周辺の用地も含めた提案を否定するものではないとありますが、提案により、PFI事業の対象用地は、P1(1)事業の対象用地を超えることはあるのでしょうか？	事業にとって有効と考えられる場合、周辺の用地を含めた提案として頂いても構いません。
26	実施要項	6	1	(10)		複合施設の整備用地	提案できる範囲は実施要領書P5に示された計画地の範囲に限定されているのですか。近鉄御所駅東側や、墓地なども含めて提案することも可能でしょうか。その場合、御所市での計画されている他の計画との調整(場合によっては計画変更)なども出てきますが、どのように審査・評価されるのでしょうか(提案内容の実現性、不確実性を含む提案の評価は?)。	事業にとって有効と考えられる場合、周辺の用地を含めた提案として頂いても構いません。ただし、最終的には実現性のある事業内容を提案頂くことを想定していますので、対話等を通じて市側の事業熟度等も考慮して頂いた上で、第2段階(民間提案)の提案内容をご検討ください。なお審査・評価については、実施要項P.12に記載の「5 提案内容の評価の視点」をご参照ください。
27	実施要項	6	1	(10)		事業内容に関する想定	市役所として必要な面積・駐車台数	実施要項P.6に記載の「(9)参考資料」をご確認ください。
28	実施要項	6	1	(10)		事業内容に関する想定	市のニーズ(公共施設の概要や規模など)	実施要項P.6に記載の「(9)参考資料」をご確認ください。
29	実施要項	6	1	(10)		事業内容に関する想定	市の事業費想定	提案事項となります。
30	実施要項	6	1	(10)		事業内容に関する想定	最低借地希望金額	提案事項となります。
31	実施要項	6	1	(10)		事業内容に関する想定	保証金の預け入れ金額(最低)	提案事項となります。
32	実施要項	6	1	(10)		事業内容に関する想定	市の賃料想定	提案事項となります。
33	実施要項	6	1	(10)		事業内容に関する想定	契約期間のしぼり	提案事項となります。

番号	書類名	頁	項目番号			項目名	質問内容	回答
			大	中	小			
34	実施要項	6	1	(10)		事業内容に関する想定	埋蔵文化財が出た場合の対処方法	埋蔵文化財包蔵地に含まれていないことを確認済みです。
35	実施要項	6	1	(10)		事業内容に関する想定	公共事業としての補助金及び税務面での優遇措置はあるか	提案される施設の内容にもよりますが、基本的には想定していません。
36	実施要項	6	1	(10)		事業内容に関する想定	駅の西側と直接つながるデッキなどの設置の提案は可能か	事業にとって有効と考えられる場合、周辺の用地を含めた提案として頂いても構いません。ただし、最終的には実現性のある事業内容を提案頂くことを想定していますので、対話等を通じて市側の事業熟度等も考慮して頂いた上で、第2段階(民間提案)の提案内容をご検討ください。
37	実施要項	6	1	(10)		事業内容に関する想定	温泉の掘削は可能か	提案事項となります。
38	実施要項	6	1	(10)		事業内容に関する想定	禁止業種・業態	公序良俗に反するものは避ける提案としてください。
39	実施要項	7	2			提案者の要件	第2段階の提案時、実施体制や能力について必要な要件事項を補足する 場合がある、とありますが、せっかく第1段階を経たとしても、第2段階で応募 要件が満たされない企業がでてくることは、応募者にとって過度な負担であ ると思料します。第2段階の参加要件については、可能な限り早期に、公表 くださいますようお願いいたします。	提案された事業の実効性を担保する上で、第2段階(民間提案)の提案時 に、コンソーシアムの体制や能力に一定の要件を補足する場合はあります が、第1段階(事業コンセプト募集)の個々の応募者に対し、後付けで資格要 件等を求めることはありません。
40	実施要項	7	2			提案者の要件	『提案者の要件』について 「PFI法に基づく民間提案を求める段階において、実施体制や能力につ いて必要な要件事項を補足する場合がある」とありますが、必要な要件事項に ついて、現時点の想定があればお教え下さい。	代表企業や構成企業が有するPFI事業等の実績、提案する施設の同種・類 似施設に関する実績に応じて、評価に反映するなどを想定しています。
41	実施要項	7	2			提案者の要件	『提案者の要件』について 「御所市の競争入札における指名停止措置を受けていない者」とありますが が、御所市入札指名願の有無は参加要件に関連しますか。 または、どの企業でも参加可能でしょうか。	第1段階(事業コンセプト募集)では御所市入札参加資格の有無は問いませ ん。第2段階(民間提案)では、コンソーシアムの一定のメンバーに入札参加 資格を求めることを想定しています。
42	実施要項	7	2			提案者の要件	4行目に、「実施体制や能力について必要な要件事項を補足する場合があ る。」とありますが、今回の第1段階での提案者に一切の経験や実績、資格 を求めておられません。第2段階で補足される要件事項によって、第1段階 の提案者が要件不足で、第2段階に参加できないことが考えられます。現段 階で必要な要件事項をご教示ください。	提案された事業の実効性を担保する上で、第2段階(民間提案)の提案時 に、コンソーシアムの体制や能力に一定の要件を補足する場合はあります が、第1段階(事業コンセプト募集)の個々の応募者に対し、後付けで資格要 件等を求めることはありません。

番号	書類名	頁	項目番号			項目名	質問内容	回答
			大	中	小			
43	実施要項	7	2			提案者の要件	「御所市税並びに」とありますが、提案者は御所市納税者であると考えてよろしいでしょうか？	御所市納税者である必要はありません。
44	実施要項	7	2			提案者の要件	第2段階において、代表企業にならうとする企業のPFIの実績は不要(評価対象にならない)との理解でよろしいでしょうか。(コンソーシアムにPFI実績を要する企業を含み、安定的に事業随行が可能な体制であればよい)。	代表企業や構成企業が有するPFI事業等の実績、提案する施設の同種・類似施設に関する実績に応じて、評価に反映するなどを想定しています。
45	実施要項	8	3			民間提案に関するスケジュール	スケジュール、(12)審査結果の通知・公表以降の記載がありません。優先交渉権者との協議・交渉期間や契約等の議会承認スケジュール等、PFI事業にかかると、現段階で想定されているスケジュールをご教示ください。	提案内容にもよるため、現時点で明示はできませんが、優先交渉権者が決定した場合には速やかに協議・交渉を進めることを想定しています。
46	実施要項	9	3	(5)		事業コンセプト募集書類の提出	『事業コンセプト募集書類の提出』について 事業コンセプト募集書類は10部提出とありますが、ファイル綴じなど簡易なもので宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
47	実施要項	9	3	(6)		(6)事業コンセプトの受付結果の公表	第1段階の事業コンセプトの受付結果として、「提出件数等」について市HPで公表されるとのことですが、第1段階の提案内容が公表される場合、第2段階での公正な審査を阻害するおそれがあるため、提案内容については秘密事項としていただきたく存じます。(第2段階で優先交渉権者が確定したのちは、市と提案者の協議の上、提案内容の一部公表はやむを得ずと理解しております)。	第1段階(事業コンセプト募集)で提出された内容について公表の予定はありません。
48	実施要項	9	3	(6)		事業コンセプトの受付結果の公表	『事業コンセプトの受付結果の公表』について 事業コンセプト募集書類の内容等については公表されないという理解で宜しいでしょうか。	第1段階(事業コンセプト募集)で提出された内容について公表の予定はありません。
49	実施要項	9	3	(6)		事業コンセプトの受付結果の公表	事業コンセプトの受付結果の公表の内容や範囲をご教示ください。(2次提案の妨げになる恐れがあるため、提案内容の公表は控えていただきたい。)	第1段階(事業コンセプト募集)で提出された内容について公表の予定はありません。
50	実施要項	9	3	(7)		事業コンセプトに関する対話	『事業コンセプトに関する対話』について ・対話実施の際、企業側の参加人数に制限はありますか。 ・実施形式(質問形式、プレゼン形式など)や時間制限(何分以内などあるか)について、お教え下さい。	対話については質問形式を想定しています。その他、参加人数、時間制限等の詳細については個別にご案内させて頂く予定です。
51	実施要項	9	3	(7)		事業コンセプトに関する対話	記載の対話以降、実施要項の追補版公表までに、提案者からの質疑応答や対話の実施があると考えてよいでしょうか？	必要に応じて実施する場合があります。

番号	書類名	頁	項目番号			項目名	質問内容	回答
			大	中	小			
52	実施要項	9	3	(8)		(8)PFI法に基づく民間提案に向けた実施要項の追補版の公表	事業の予定価格については、追補版公表時に公表されるとの理解で宜しいでしょうか。また、その場合、予定価格のベースとなる事業内容についてあらかじめ想定される必要があると思料しますが、その検討資料についても、令和2年9月の追補版公表の際に公表されるとの理解で宜しいでしょうか。	価格については事業内容とともに提案して頂く事項となります。
53	実施要項	9	3	(8)		(8)PFI法に基づく民間提案に向けた実施要項の追補版の公表	令和2年9月の追補版の公表において想定されている資料について、想定されている内容をご教示ください。	民間提案の受付・審査等の詳細なスケジュール、民間提案の様式、評価基準の詳細などを補足する予定です。第2段階(民間提案)にあたって共通の与条件となる事項を追補版にて補足する予定です。
54	実施要項	10	3	(11)		(11)PFI法に基づく民間提案の審査、評価	令和3年3月中旬に第2段階提案を受付したのち、3月下旬には審査結果を公表するスケジュールですが、約半月で審査、評価を十分に行っていただけるとの理解で宜しいでしょうか。その場合、提案書類の様式枚数などは、可能な限り簡素化していただく必要があると思料します。	スケジュールについては現時点の概略工程をお示ししていますが、提案に係る負担等も考慮の上、追補版の公表において詳細なスケジュールをお示しさせていただきます。(対話も踏まえて詳細スケジュールを決定することを想定しています。)
55	実施要項	10	3	(11)		(11)PFI法に基づく民間提案の審査、評価	審査にあたっては、審査委員会などを設置し、第三者的に審査される想定でしょうか。その場合、審査されるメンバーについて公表していただけますでしょうか。	ご理解の通りです。審査の体制等についても公表予定です。
56	実施要項	10	3	(11)		(11)PFI法に基づく民間提案の審査、評価	「②・・・、事業コンセプトの募集時に提出された内容については評価の対象としない」とありますが、第2段階の提案時には、第1段階の提案内容はすべて踏襲していなくてもよいとの理解で宜しいでしょうか。	第1段階(事業コンセプト募集)の内容はすべて踏襲する必要はありません。ただし、最終的には実現性のある事業内容を提案頂くことを想定していますので、対話等を通じて市側の事業熟度等も考慮して頂いた上で、第2段階(民間提案)の提案内容をご検討ください。
57	実施要項	10	3	(12)		審査結果の通知・公表	「すべての提案者に次のいずれかの結果を通知する。」とありますが、すべての提案者の不採用の通知を行う場合があると考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
58	実施要項	10	3	(12)		審査結果の通知・公表	審査結果通知の日程の目途をお教示ください。	可能な限り速やかに審査を行い、結果を通知させていただきますが、追補版の公表において詳細なスケジュールをお示しさせていただきます。
59	実施要項	11	4			提出する書類の記載内容等について	「また、必要に応じて追加の資料提出を依頼する場合がある」とありますが、令和2年9月の追補版の公表時に、「追加の資料」は公表されるとの理解で宜しいでしょうか。または、第2段階提案の提出後に、追加で資料提出を求められることがあるということでしょうか。第2段階の審査期間は約半月であるため、追加資料の提出を求められても、審査期間までに十分な準備期間がないものと思料します。	提案頂いた内容に関して不足があると判断した場合に、追加の資料提出を依頼する場合があります。スケジュールについては現時点の概略工程をお示ししていますが、提案に係る負担等も考慮の上、追補版の公表において詳細なスケジュールをお示しさせていただきます。(対話も踏まえて詳細スケジュールを決定することを想定しています。)
60	実施要項	11	4	(1)	②	②事業の基本方針	「基本方針を事業化するための具体的な手順、スケジュール等について記載」とありますが、まだ具体的な事業手法や事業範囲も明確になっていないなかで、「具体的な手順、スケジュール」を想定することは困難です。あくまでもざっくりとした想定(現時点での)をご提示すればそれでよいとの理解で宜しいでしょうか。(第2段階の提案で変更があっても認められるか。)	ご理解の通りです。

番号	書類名	頁	項目番号			項目名	質問内容	回答
			大	中	小			
61	実施要項	11	4	(2)	①	①提案者の概要	「共同事業体で申請する場合は・・」とありますように、第1段階では想定していなかった新たな構成員を追加して、第2段階の提案に応募することは自由ということでしょうか。最低限満たすべき条件等があれば、ご教示ください。	質問回答-別紙1の内容をご参照ください。
62	実施要項	11	4	(2)	④	④提案参考資料	提案参考資料とは、具体的に何を想定されていますでしょうか。ご教示ください。	提案内容を説明される上で効果的な資料がございましたら、適宜添付して頂いて構いません。
63	実施要項	11	4	(1)		事業コンセプト募集書類	『提出する書類の記載内容等について』について「提案者の概要」について、自社のパンフレットや経歴書などを追加で提出することは認められないのでしょうか。	必要に応じて添付して頂いて構いません。
64	実施要項	11	4	(1)		事業コンセプト募集書類	『提出する書類の記載内容等について』について (様式2)事業の基本方針に関する提案はA4判3枚以内となっています。また、P11冒頭に「提出する書類の記載欄は適宜追加してよい」との記載もあります。 ① 4枚以上にて作成した場合、採点評価に影響が及びますか。 ② 基本方針を事業化するための具体的な手順・スケジュール等については別で1枚、合計4枚以内との理解で宜しいでしょうか。 ③ 提案書に表紙を添付して宜しいでしょうか。(1枚増) ④ より見易い資料を作成するため、様式2を別のファイル形式で作成しても宜しいでしょうか。	①採点評価には影響しませんが、A4判3枚以内で作成してください。 ②手順・スケジュール等については様式自由とし、枚数の制限はとくにありません。 ③表紙を添付して頂くことは可能です。 ④様式2の詳細なファイル形式は特に指定しませんので、見易い資料とする上で適宜加工して頂いても構いません。
65	実施要項	12	5	(1)		(1)必須項目「提案の体制等」	「提案の体制等」については、「PFI法に基づく民間提案」の提案時に必要であるが、第1段階の様式2で体制図(事業スキーム)の記載は不要との理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通り、第1段階(事業コンセプト募集)の様式2において事業の実施体制の記載は不要です。
66	実施要項	12	5	(1)		必須項目「提案の体制等」	『提案者の体制等』について「提案者に求められる要件を備えているか」「事業者となった場合に事業を安定的に担う体制、能力を有しているか」とありますが、具体的な要件等があればお教え下さい。	代表企業や構成企業が有するPFI事業等の実績、提案する施設の同種・類似施設に関する実績に応じて、評価に反映するなどを想定しています。
67	実施要項	12	5	(2)		(2)評価項目「事業費に対する提案、VFM」	VFMの算定にあたっては、PSC(従来方式における事業費)が基本条件となります。これらについては、令和2年9月の追補版公表時に条件として提示されるとの理解で宜しいでしょうか。また、VFM算定にあたって、共通様式としてエクセルシートをご提示くださいますよう、お願いいたします。	PSC(従来方式における事業費)も含めて提案事項となります。VFM算定にあたっての共通様式はお示しさせて頂く予定です。参考として、内閣府より公開されている「PFI事業民間提案推進マニュアル」をご参照ください。
68	実施要項	12	5	(2)		(2)評価項目「民間施設に対する提案」	民間施設の提案について、特定の企業を想定されているのでしょうか。その場合、第2段階の「与条件」として提示される想定はありますか。	民間施設部分については提案事項となり、与条件として提示させて頂く予定はありません。

番号	書類名	頁	項目番号			項目名	質問内容	回答
			大	中	小			
69	実施要項	13	7	(2)		提案書類等の取扱い	『提案書類等の取扱い』について「公表に際しては公表内容について市は提案者と協議することを前提とする」とありますが、1次募集のコンセプト提案の際も同様に、公表する場合には内容についてご協議願います。	第1段階(事業コンセプト募集)で提出された内容について公表の予定はありません。
70	実施要項	13	7	(4)		情報公開	『情報公開』について「情報公開請求により提案の一部又は全部を公開することがある」とあります。①コンセプト提案時は、他参加グループへの情報漏洩リスクが、②2次提案時は、事業の各費用内訳が先行してプレス公表される危険性があります。①②共に公表内容について提案者との協議をお願いします。	御所市情報公開条例の規定に基づき、提案者の不利益となる情報については開示いたしません。
71	様式1	-					会社概要書の提出は、2次提案で想定しているコンソーシアムの構成企業全社分の提出は不要であり、代表企業になる想定企業1社が提出すればよい、との理解で宜しいでしょうか。なお、コンソーシアムメンバーは確定しているわけではなく、あくまでも「現段階で想定している代表企業」となります。	質問回答-別紙1の内容をご参照ください。
72	様式2	-					提案説明文章の文字の大きさ(ポイント)の制限はありますでしょうか？	10.5ポイント以上としてください。
73	様式2	-					提案内容を説明する上で添付するイメージ内の文字の大きさ(ポイント)の制限はありますでしょうか？	大きさの制限は特に設けませんが、読み易さに配慮し作成してください。
74	別紙1	-					別紙1の対象区域について、赤ラインで広範囲が対象区域として示されておりますが、本事業の提案範囲は、P1の1の(2)に記載されている近鉄御所駅西側市有地が対象と考えますがよろしいですか？(赤ラインの範囲は、あくまでも中心市街地のまちづくりの対象範囲であり、このエリアの活性化も意識した機能を、本事業で導入すべき、との理解で宜しいでしょうか。)	ご理解の通りです。
75	-	-					近鉄御所駅前広場整備事業の計画図面をご教示ください。可能であればCADデータをご提示いただけますでしょうか。	今後の庁内での検討状況に応じて、その都度開示する予定です。なお、CADデータの提示は想定しておりません。